

太田市史跡金山城跡保存活用計画策定委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡金山城跡の保存・管理及び活用の基本的な方針を定める保存活用計画の策定を行うため、太田市附属機関設置条例（令和7年太田市条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき設置された、太田市史跡金山城跡保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）について、条例第5条の規定に基づきその組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 策定委員会は、前条の保存活用計画の策定に関し、専門的な立場から検討し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから、太田市教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 策定委員会は、必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育部文化財課が行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、策定委員会に諮って委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(任期に関する経過措置)

2 条例の施行の際現に改正前の史跡金山城跡保存活用計画策定委員会設置要綱の規定により委嘱された委員（以下「旧委員」という。）である者は、条例の施行の日に策定委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。